

事務連絡
令和6年10月9日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎

篤 男

(公印省略)

令和6年度最低賃金額の改定各種賃上げ支援施策に関する
周知・広報の実施等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より、令和6年度最低賃金の改定及び各種賃上げ支援施策について別添のとおり周知・広報依頼がありました。

令和6年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、改定された最低賃金額の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等の取引の改善のための施策の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報活動に取り組まれています。

つきましては、貴会会員企業の皆様への周知・広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 又木